

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	成田空港合同庁舎（２６）受変電設備改修その他工事
工事種別	電気設備工事
工事場所(都県)	千葉県
工事場所(市区町村)	成田市駒井野字天並野２１５９
工事概要	敷地面積 約７，３４０㎡ １．建物 １）庁舎（１号棟） 構 造：鉄筋コンクリート造 地上３階 建築面積：約１，７７０㎡ 延べ面積：約５，０６０㎡ 用 途：庁舎 工事内容：電灯設備改設、動力設備改設、受変電設備改設、電力貯蔵設備改設、中央監視制御設備改設、 建築工事改修、機械設備工事改設 ２）庁舎（２号棟） 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上７階 地下２階 建築面積： 約８３０㎡ 延べ面積：約４，１５０㎡ 用 途：庁舎 工事内容：受変電設備改設 建築工事改修 ３）庁舎（３号棟） 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上７階 地下２階 建築面積： 約９３０㎡ 延べ面積：約６，７５０㎡ 用 途：庁舎 工事内容：動力設備改設
担当事務所	東京第二営繕事務所
公示日／期限日／開札日	R8. 9. 10 ／ R8. 10. 1 ／ R8. 11. 18
工 期	R9. 4. 1 から R10. 6. 30（余裕期間：契約締結の翌日から R9. 3. 31）

入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（営繕評価型）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 B等級又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成23年4月1日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア） 受変電設備一式（機器、配管配線等の施工を含むものとし、部分的な改設は除く。）の更新又は新設 ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「成田空港合同庁舎(26)受変電設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、成田空港合同庁舎（成田市駒井野字天並野2159）において、1号棟第2電気室の受変電設備及び高圧ケーブルが、設置後20年以上経過しており、今後更に劣化が進み、故障が発生する可能性も懸念されることから、更新を行うものです。

（1）主な工事内容

- ・受変電設備改修 1号棟電気室（2）における受変電設備及び高圧ケーブル改修
- ・建具改修 1号棟電気室（2）における建具改修
- ・内装改修 受変電設備改修に伴う内装改修
- ・換気設備改修 1号棟電気室（2）における換気設備改修

（2）施工時期、施工条件

- ・施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）を参照してください。
- ・その他仮設、養生、作業範囲については「仮設備等計画図（参考図）」を参照してください。

（3）その他留意点

- ・受変電設備撤去時は、他の電気室における受変電設備より仮設ケーブルを敷設し給電してください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

（1）実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

（2）入札時積算数量書活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

（3）施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

（4）工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gi_jyutu/eizen_gi_jyutu00000018.html

（5）多様な働き方について

- ・本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定しています。

（6）主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（発注者指定方式）を設定しています。
- ・契約締結の翌日から令和9年3月31日まで主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

（7）見積活用方式の試行

- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・ 本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。